

提案上限額の設定の考え方（新アリーナ活用事業）



①市民の日常的個人利用

- ・スポーツ実施率向上に向けて個人がスポーツを実施する環境を確保する。
- ・学校部活動の地域移行に向けて、市北東地域の活動場所としての役割も想定する。（東光スポーツ公園のみで受け入れることは、活動場所による制限を与えかねないことから、花咲スポーツ公園での活動も想定する。）

現総合体育館において、一般利用が約35%となっていること、及び、スポーツ実施率の向上と学校部活動の地域移行も考慮し、**40%に相当する日数**（時間）を確保する。（開館日351日（R6総体開館日）×40%＝**140日**）

（総体一般利用割合：R4年度36%、R5年度35%、R6年度32%）

②スポーツ大会を目的とした施設利用

- ・現在のスポーツ施設の数や規模では対応できていないスポーツ大会開催に向けて、開催環境を確保する。

競技団体等へのアンケートやヒアリングから、東光複合体育施設の完成後には、総合体育館や他の施設（大成体育館や近隣町の体育館等）で実施している大会について東光で開催したいという意見があったが、大会は土日の開催が多く、日にちが重複し東光のみでは全ての希望を受け入れられないと考えられる。（令和6年度の大会を例に、東光複合体育施設の利用を想定したところ、42件60日が開催できない。）

また、全道大会など花咲新アリーナでの開催を希望する意見もあったが、全道、全国規模の大会は毎年実施されない場合や、施設が新しくなることで大会日数が変わる可能性があることから、令和6年度の大会を元に検討した**不足分60日**を想定する。

③市事業ほかコンベンション利用

- ・市民のスポーツ実施率向上のため、スポーツに親しむイベント等の開催場所を確保する。

市や関連団体との共催などで実施しているスポーツ推進事業（市民スポーツの日イベント、金メダリストによる講習会、けんスポ等など）は例年10日程度実施している。東光複合体育施設と連動した事業展開や新アリーナならではの新たな事業展開も想定。さらに、他の市事業により使用することも想定し、**年間20日**を確保する。

新アリーナ活用事業の日数は**220日**と想定し、これを踏まえた**提案上限額の算定**を行う。
なお、大会開催や市事業は年度により変動があるため、**実際の使用日数は毎年度協議する**。